「監査業界への新形態の投資に関するレポート」概要
（報告書５、６ページ目 Executive Summary 仮訳）

本レポートは、会計・監査セクターにおいて、主としてプライベート・エクイティ投資[i]および株式公開による所有[ii]からなる、新形態の投資（alternative forms of investment：AFI[iii]）の活用が拡大している状況を検討するものである。本ペーパーでは、これらのモデルが監査法人等の所有、ガバナンス、資金調達および業務運営をどのように変容させているかを説明するとともに、監査品質に及ぼし得る影響を評価している。現在、AFI の活動は、主として米国、英国および欧州の一部に集中しているものの、こうした動きは他の地域でも生じる可能性がある。また、会計事務所等のネットワーク、シェアードサービスの仕組みならびに監査法人等の戦略、テクノロジー投資、人材管理および収益モデルの変化を通じて、より広範なクロスボーダーの影響をもたらす可能性もある。

本レポートは、AFI に伴う潜在的な機会とリスクの双方を特定している。潜在的な機会には、テクノロジー、デジタルツールおよび業務インフラの改善に向けた資本へのアクセス、専門的な経営、人材育成および事業承継計画、ならびに買収を通じた成長が含まれる。こうした投資は、中小規模および準大手の監査法人等がより効果的に競争し、品質管理システムを強化し、業務提供能力を拡大することに資する可能性がある。その一方で、投資家のリターンに対する期待、レバレッジ、出口戦略、統合に伴う圧力または複雑なガバナンスの仕組みが、監査業務のインセンティブ、自律性または資源に影響を及ぼす場合には、AFI によって新たなリスクが生じ、または既存のリスクが高まる可能性がある。本レポートは、こうした結果が AFI に内在するものでも、一様に生じるものでもないことを強調している。その帰結は、取引の構造、ガバナンス設計、契約上の保護措置、規制上の要件および実務上の仕組みの運用状況に大きく左右される。

また、いくつかの法域で見られる規制上の対応について説明している。これには、所有またはガバナンスの変更に先立つ監査法人等との対話、支配権および付随契約に対する審査の強化、対象を絞った検査手法、取引後のモニタリング、独立性および支配に関する要件の更新、ならびに所有構造またはネットワークが複数の法域にまたがる場合の国際的な連携の強化が含まれる。また、本レポートは、ステークホルダーが検討すべき AFI の潜在的なリスク領域として、次の６つを特定している。すなわち、所有・支配構造、独立性・利益相反、監査品質・職業的専門家判断、ガバナンス・企業文化、財務健全性・レバレッジ、および統合・業界再編である。

本レポートにおける分析は、さまざまな情報源に基づいている。これらには、以下の者または機関から提供された情報および見解が含まれる。
・IFIAR メンバー
・監査人その他の市場参加者、学識経験者、規制当局者および事情に精通したその他のステークホルダーへのインタビュー
・International Federation of Accountants、Accountancy Europe、International Ethics Standards Board for Accountants、各国の監査監督当局、職業会計士団体および市場参加者等の機関による公表資料および論評

・プライベート・エクイティ、代替的な所有モデルおよび専門サービスファームに関する学術研究および政策研究
・特定の取引、規制上の動向および所有構造に関する公開情報

本レポートでは、これらの情報源を総合的に用いて、観察された市場の動向を説明し、潜在的な便益およびリスクを特定するとともに、AFI モデルが引き続き拡大する中で、規制当局、監査委員会、投資家、政策立案者およびその他のステークホルダーが検討することが望ましい論点を提示している。

---

[i] 「プライベート・エクイティ」とは、投資家から調達され、通常、専門的に運用されるファンドを通じて、非公開企業、または株式を非公開化した公開企業に投下される投資資本をいう。投資家は、一定の保有期間内に企業価値を高め、売却または株式公開を通じて投資を回収することを目指す。

[ii] 「株式公開による所有」とは、公開株式市場に上場されている株式を通じて企業に行われる投資をいう。

[iii] 「新形態の投資」（AFI）とは、会計事務所および監査法人等の組織に外部資本を導入し得る、非伝統的な所有および資金調達の仕組みを広く包含する用語として用いられている。ただし、本レポートにおける「AFI」は、PE 投資および株式公開による所有をいう。本レポートは、従業員所有等、監査法人等におけるその他の投資形態または所有形態を対象としていない。